

地域の会前回定例会以降の動き

令和3年7月7日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会

6月3日、令和3年度第1回技術委員会を開催し、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策について、重大事故への対処手順などについて議論していただきました。

また、事務局から発電所の安全対策の確認に関するこれまでの実施状況と今後の進め方等について説明しました。

※ 会議資料は下記ホームページアドレスに掲載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/0393780.html>

2 安全協定に基づく状況確認

6月10日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 低レベル放射性廃棄物ドラム缶の構内運搬に係る不適合の再発防止対策について説明を受け、現地で実施状況を確認しました。
- ・ 固体廃棄物処理建屋における水の漏えいについて説明を受け、現地を確認しました。

第 216 回定例会 委員質問への回答

令和 3 年 7 月 7 日

新潟県防災局原子力安全対策課

「実効性のある避難」について、大雪の時は家の中に避難して、天候がよくなったら避難しろと言っているが、周りを放射能が降り注いでいる中でも逃げろというのか。被ばくしながら逃げるのは実効性のある避難と言えるのか教えて欲しい。【宮崎委員】

(回答)

国の防災基本計画や県地域防災計画においては、人命の安全を第一とする観点から、暴風雪や大雪時などの自然災害の発生によって、避難することがかえって危険を伴う場合は、屋内退避を行うことも想定されています。

その場合も、放射性物質が放出されているときは屋内退避を継続するなど、国の原子力災害対策指針を踏まえ、被ばくが健康に影響のないようにとどめられるよう対応してまいりたいと考えております。

24 日に新聞報道のあった福祉避難所の対象公表の件について、新潟県は避難所が公表されていないと思うが、国からの通達を受けてどのように動くのか。【高橋委員】

(回答)

今回の災害対策基本法施行規則の改正に基づく福祉避難所の指定・公表については、各市町村の住民のうち、あらかじめ福祉避難所の受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示することにより、一般住民が誤って避難しないようにする制度であり、原子力災害時の広域避難のように、他市町村の住民を受け入れる場合については、指定・公表の義務化は対象外となっています。

県広域避難計画では、原子力災害時の広域避難においては、まずは避難経路所に向かっていただき、そこで受入準備の整った避難所及び福祉避難所へ避難者を振り分け、誘導することとしております。

東電のコロナ感染者について、一部委員から居住地等の詳細な情報を出すよう東電に要望があるが、事業者が詳細な情報を出すことについて、自治体としての見解はどうか。

【三井田委員】

(回答)

県は、感染者公表に当たって、プライバシー保護の観点から、本人の同意を得ることを前提に、年代、性別、居住地（市区町村単位）、職業の範囲内に限定しています。

個別企業が公表する場合についても、プライバシー保護の観点から管轄する保健所と公表内容を事前に調整し対応しております。